

加西市都市計画マスタープラン

【資料Ⅱ-1】

策定の流れ

目次

はじめに ～都市計画マスタープランとは～	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の構成	3
4 計画期間	4
5 時代の潮流	5
6 策定のスケジュール	8

加西市

令和3年12月

はじめに

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法（第 18 条の 2）に基づいて市町村が定める、まちづくり（都市計画）に関する基本的な方針を示した計画です。

住民に最も身近な地方公共団体であり市町村が、地域に密着した計画とするため、市民の意見を踏まえて定めるものです。将来の望ましい姿を図面や文章で示すほか、以下のような事項を定めます。

【都市計画マスタープランに定める事項】



1 策定の趣旨

現行の「都市計画マスタープラン」は、平成 30 年 3 月に中間見直しが行われて、見直し後 3 年が経過し目標年次に到達しています。また、全国的な人口減少・少子高齢化の進行や大規模災害の発生に伴う安心・安全に対する関心の高まり等を背景に、まちづくりに係る法整備や制度改正等、社会情勢が大きく変化しています。さらに、令和 3 年に第 6 次加西市総合計画が公表されています。

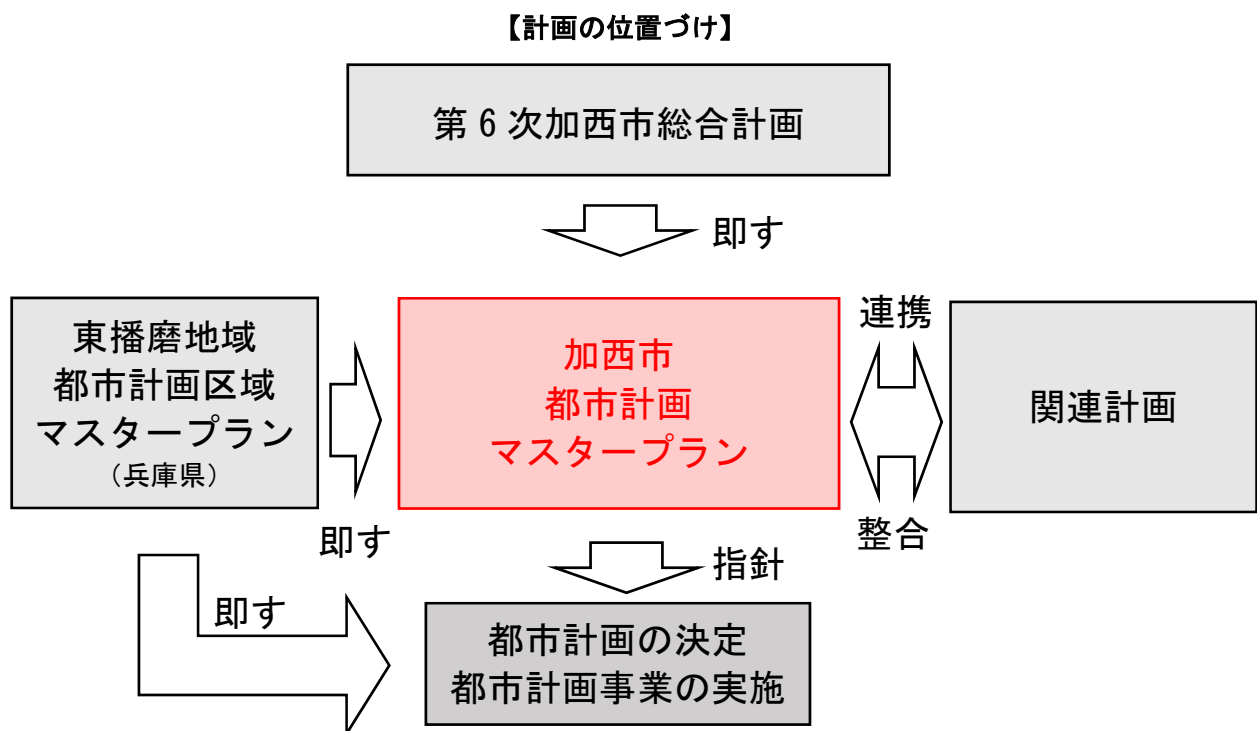
以上のような状況を受けて、第 6 次加西市総合計画等との整合を図りつつ、都市計画マスタープランの改定を実施します。

2 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、「第6次加西市総合計画（令和3年3月策定）」や県が定める「東播磨地域都市計画区域マスタープラン（令和3年3月策定）」に即して定めるものです。

本市が個別の都市計画を決定・変更する場合は、都市計画マスタープランに即して定めるため、市の都市計画を総合的かつ体系的に示す長期的な指針となります。

また、都市計画マスタープランは、総合計画や都市計画区域マスタープランに即しながら各種関連計画と整合を図り、連携しながら個別事業を推進します。



3 計画の構成

都市計画マスタープランは、市全体の都市構造や分野別の方針を定める「全体構想」、全体構想を踏まえ地域の特性に応じた整備方針を定める「地域別構想」、全体構想や地域別構想の推進体制等の考え方を定める「実現化に向けて」といった主に3つの大項目により構成します。その他、都市計画マスタープランの概要や現況、課題等を整理します。

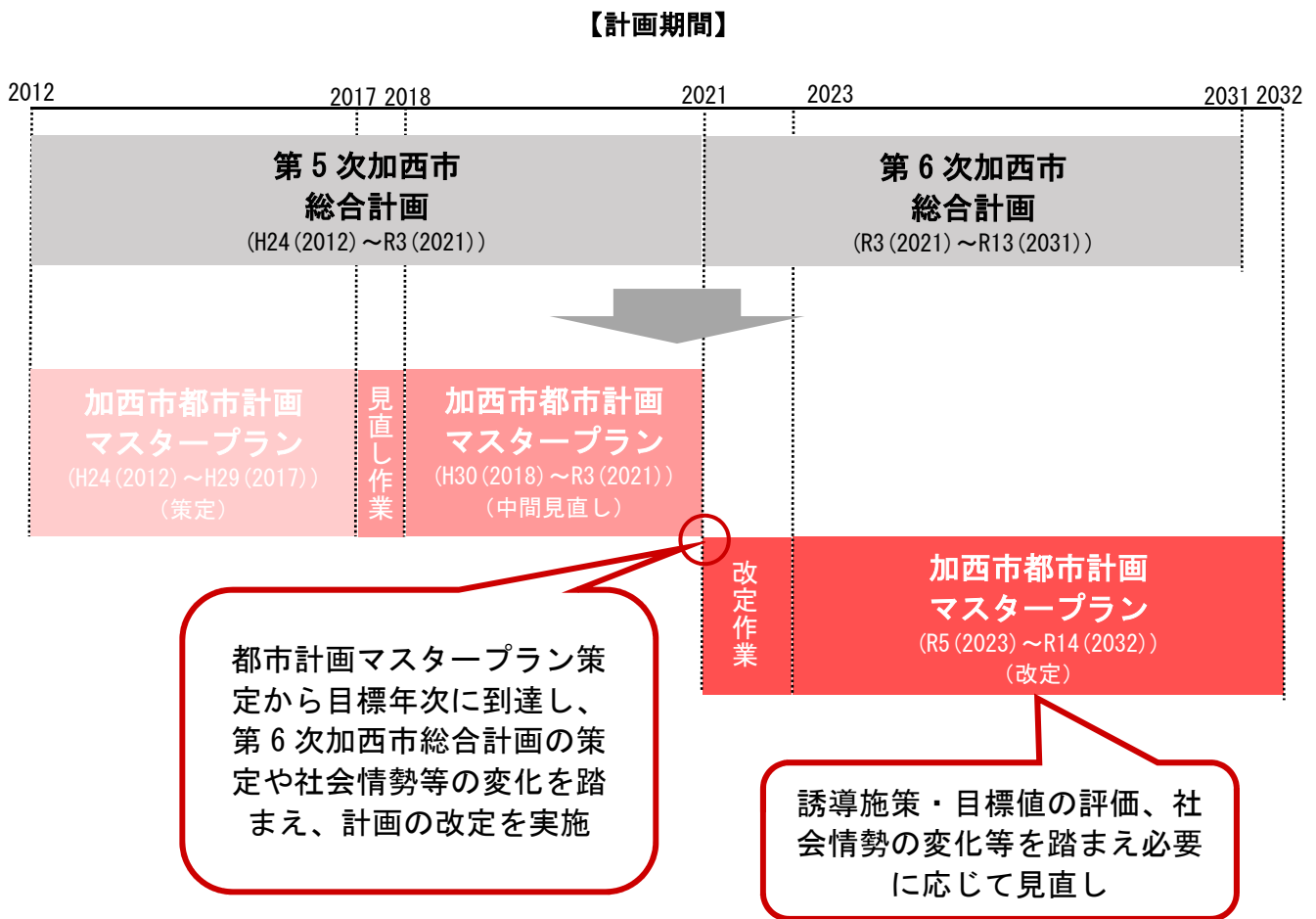
【都市計画マスタープランの構成イメージ】

全体構想	理念や目標	1. まちづくりの目標 2. 将来人口 3. 将来都市構造	○目指す姿を統一し、市民にもわかりやすくする
	部門別整備方針	4. 部門別の整備方針 ①土地利用 ⑥自然環境 ②道路・公共交通 ⑦景観形成 ③公園・緑地等 ⑧市街地整備 ④下水道及び河川 ⑨住宅地整備 ⑤その他の都市施設 ⑩都市防災	○都市づくりの進行管理等の行政運営のしやすさを重視して「部門別」に構成
地域別構想		5. 地域別構想 ①北条地域 ②善防地域 ③加西地域 ④泉地域	○「コミュニティの連続」「生活圏域としてのまとまり(中心市街地、隣接市との関わり等)」総合的に考慮して4地域に区分(現行都市マスを継承)
実現化に向けて		6. 実現化に向けて ①制度の活用 ②住民中心のまちづくりの推進 ③総合的な協働体制の構築	○実現に向けて取り組む際の、都市計画の諸制度の活用方法、住民参加、市民・事業者との連携のあり方等を検討

4 計画期間

都市計画マスタープランは、概ね 20 年後を見据えたまちづくりの基本方針を定めるとされているため、令和 5 年から 20 年後を見据えた 10 年後の令和 14 年までの 10 年間とします。

なお、上位計画の見直しや社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



5 時代の潮流

1. 人口急減・超高齢化社会の到来

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果（平成 30 年推計）によれば、我が国の総人口は、令和 22（2040）年には 1 億 1,000 万人程度となることが推計されています。

生産年齢人口の減少も加速し、令和 22 年（2040）年には年間 100 万人程度の減少が見込まれています。また、高齢化も進行し、高齢化率は平成 27（2015）年の 26.6%から令和 22（2040）年には 35.3%と上昇することが予測されています。

また、2015 年（平成 27 年）から 2025 年（令和 7 年）にかけては「団塊の世代」が後期高齢者となり、急速な高齢化が進み、65 歳以上の高齢者が 25%を超える超高齢社会となります。

人口減少や少子高齢化の進展は、社会保障費負担の増加や労働力の減少を招くこと等が懸念されており、社会全体の活力低下は避けて通れない状況となっています。

併せて、核家族化や地域コミュニティの希薄化を背景に、高齢者等の社会的孤立も問題となっています。

2. 持続可能な開発目標（SDGs）に対応した都市づくり

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものとされています。

本市のこれからの都市づくりは、この SDGs が掲げる開発目標への貢献も念頭に取組むことが求められます。



出典：外務省

3. 環境・エネルギー問題の深刻化

地球規模の人口増加や科学技術の発展・普及により、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量が増加し、世界的規模で地球温暖化が進行しています。

日本における温室効果ガスの排出は、大半が産業活動に起因しています。

とりわけ二酸化炭素の排出はエネルギー需要に左右される面が大きいため、二酸化炭素の排出量の削減に向けたエネルギー効率のさらなる向上や消費量の抑制、再生可能エネルギーの積極的な導入等、脱炭素・循環型社会の構築が求められています。

本市においては、脱炭素社会への移行に向けた取組を進めていく姿勢を表明するため、令和 3（2021）年 2 月 26 日、2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、「エネルギーの地産地消が実現された脱炭素のまち加西」の実現に向け、市域全体で創・省・蓄エネの活用をはじめとした地球温暖化対策の取組を進めることとしています。



出典：加西市

4. 自然災害の頻発化・激甚化

東日本大震災、熊本地震など巨大地震の発生に加え、近年、線状降水帯による想定を超えた局地的な集中豪雨等により、全国で大規模な被害が頻発しています。

その被害は甚大で、かつ広範囲にわたることから、自然災害に対する備えの大切さが認識されています。

このような大規模災害に対応できる建物や都市構造、地域でのコミュニティづくりや情報共有が重要視されています。

5. 最新の技術革新を活用した都市づくり

I o T (Internet of Things)、ロボット、人工知能 (A I)、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の開発が進んできており、これらの技術をまちづくりに取り込み、都市の抱える課題の解決を図っていくことが求められています。このような I C T等の新技術を活用した都市政策や制度・技術革新の動向を注視しつつ、長期的な視点で本市での展開も念頭におきながら、これからの本市の都市づくりを検討することが必要です。

6. 既存ストックの有効活用

今後、人口減少による税収減、高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加などにより、投資的経費などへの支出はより一層厳しくなることが予想されます。こうした中で、高度経済成長期に整備された公共施設の多くが一斉に更新の時期を迎えようとしています。平成 25 (2013) 年に「インフラ長寿命化基本計画」を定めるなどの国の動きを受け、本市では平成 29 (2017) 年 3 月にインフラを含む公共施設等の管理の基本的な方針となる「加西市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設・インフラ施設の更新に取り組んでいます。

7. 生活様式の変化

令和元 (2019) 年に中国湖北省武漢市で感染者が報告され、世界的に感染が拡大している新型コロナウイルスによる感染症については、通勤・通学、職場や学校、家庭での過ごし方など様々な場面でこれまでの生活を一変させました。このような状況下においては、密閉・密集・密接の「3つの密」を避ける行動が求められ、テレワークやサテライトオフィス等働く場・働き方の多様化したことにより、今後このような生活様式が定着する可能性があります。加えて、人や企業の東京一極集中の流れが見直され、地方への分散・回帰の機運も高まりつつあるため、都市づくりにおいても必要な対策が求められます。

6 上位・関連計画

1. 東播磨地域都市計画区域マスタープラン

策定年月	令和 3 年 3 月	策定機関	兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
計画の役割	本市の都市計画マスタープランの上位計画にあたり、中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すもの		
目標年次	目標年次: 令和 7 年(2025 年) (展望する都市の姿: 「21 世紀兵庫長期ビジョン」の展望年次である令和 22 年(2040 年))		
都市計画の目標	1 都市計画の基本的な視点		
	(1)本県の将来像 ア 21 世紀兵庫長期ビジョン イ 兵庫 2030 年の展望 ウ 兵庫県地域創生戦略	(2)まちづくり基本方針 ア 安全・安心 イ 環境との共生 ウ 魅力と活力 エ 自立と連携	
	2 都市計画に関する現状と課題		
東播磨地域の都市計画の目標等	(1)人口減少・超高齢社会の進行 (2)防災対策の必要性の増大 (3)都市の維持管理コストの増大 (4)地球環境への配慮		
	(5)産業構造の変化 (6)地域の主体性の高まり (7)新型コロナ危機の経済社会への影響		
	3 都市づくりの基本理念		
東播磨地域の都市計画の目標等	(1)安全・安心な都市空間の創出 ア 総合的な防災・減災対策の強化 イ 全員活躍社会の推進 ウ 分散型社会に対応した都市づくりの推進	(2)地域主導による都市づくり ア エリアマネジメントの促進 イ 地域資源を生かした都市の活性化 ウ 民間投資の誘導 エ 情報ネットワーク等の活用	(3)持続可能な都市構造の形成 地域連携型都市構造の実現 (ア)地域連携型都市構造の実現に向けた基本的な方針 ①市街地エリア ②市街地以外のエリア (イ)都市機能の役割分担と連携の方針 (ウ)交通ネットワークの方針
	1 都市計画の目標 ・内陸部では、都市機能集積地区間での都市機能を相互補完するとともに、IC 周辺等の新たな産業団地の形成を促進		
	2 区域区分の決定の有無及び方針 (1)区域区分の決定の有無 ・東播磨都市計画区域は、市街地が連たんし、依然として開発圧力が存在するため、区域区分を定める (2)区域区分の方針 ・市街化区域は、目標年次(令和7年)における人口や産業を適切に収容し得る区域とし、現市街地調整区域内で、既に市街地を形成している区域や計画的な市街地整備が確実に行われる区域を市街化区域に編入する		
3 主要な都市計画の決定の方針 (1)地域連携型都市構造化に関する方針 ・内陸部は、隣接する都市機能集積地区間で都市機能を相互補完 ア 都市機能集積地区の特性を生かした都市機能の充実 (ア) 地域都市機能集積地区…都市機能を維持・充実及び相互補完 ・北条鉄道北条町駅～加西市役所～東高室交差点周辺 (イ) 生活都市機能集積地区…日常生活に必要なサービス等を確保 イ 現在の市街地を中心とした都市機能の利用圏人口の維持 ウ 都市機能集積地区の機能連携の強化 (ア) 広域連携軸…神戸・西播磨地域を結ぶネットワークの更なる強化 (イ) 地域内連携軸…鉄道、国道、県道等により地区間の連携を強化 (ウ) 日常生活圏内の移動…公共交通ネットワークを維持確保 (2)土地利用に関する方針 ア 線引き都市計画区域の土地利用 (ア) 主要用途の整備方針 (イ) 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針 (ウ) 市街地調整区域の土地利用の方針 ・IC 及び幹線道路周辺における土地利用の計画的な誘導 (3) 都市施設に関する方針 ア 交通施設 イ 公園・緑地 ウ 河川・下水道 (4) 市街地整備に関する方針 (5) 防災に関する方針 (6) 景観形成に関する方針 (7) 地域の活性化に関する方針			

2. 第6次加西市総合計画(前期基本計画)

策定年月	令和3年3月	策定機関	加西市
計画策定の趣旨	<p>・市が目指すまちの将来像を明確にし、これを達成するための施策を総合的・体系的に示す、まちづくりの基本となる計画。</p> <p>・変革の時期を迎え、加西市の今後の存続は、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えて歴史ある都市としてのアイデンティティを確保しつつ、最新の情報通信技術も活用し、市民だけでなく市外の関係する人々と手を携えながら、独自の資源を活かして国連の提唱するSDGsに呼応した「持続可能なまち」を探っていくことが大切である。</p>		
計画期間	<p>基本構想: 令和12年度までの10年間</p> <p>基本計画: 令和3年度から7年度までの5年間の前期、以降の5年間の後期</p> <p>実施計画: 3年を1期として毎年見直す</p>		
基本理念	未来を拓く 協創のまち 加西 ～豊かな自然、育まれた歴史、深まる絆を活かして～		
将来都市像	大空に 夢がふくらむ 「未来の田舎(ミライナカ)」かさい		
基本構想・基本方針	<p>基本方針1 子育てを応援し、暮らしを愉しむ</p> <p>政策1 新しい家族と出会い、育むための支援の充実</p> <p>政策2 子どもの教育の充実</p> <p>政策3 生涯にわたって学び、楽しめる環境づくり</p> <p>政策4 暮らしを支える福祉・医療の充実</p> <p>基本方針2 活力とにぎわいのあるまちを育む</p> <p>政策5 農業の再生と活性化</p> <p>政策6 商工業の振興と新展開</p> <p>政策7 地域資源の活用と人の流れの創出</p> <p>基本方針3 快適に暮らせる安全な社会をつくる</p> <p>政策8 安全・安心に暮らせる環境の充実</p> <p>政策9 快適な都市空間の創出</p> <p>政策10 安全性と利便性が確保された都市基盤の整備</p> <p>基本方針4 ともに活躍しまちの魅力を高める</p> <p>政策11 協創のまちづくりの推進</p> <p>政策12 お互いを認め、尊重し合える社会の実現</p> <p>政策13 効率的で持続可能な行財政の推進</p>		
加西市におけるSDGsの主な取り組み	<p>目標3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>目標8 働きがいも経済成長も</p> <p>目標11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>目標13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>目標17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>		
土地利用の基本的方向	<p>市街地ゾーン: 住宅地、商業地、工業地</p> <p>田園ゾーン: 集落地区、農業地区、沿道地区</p> <p>自然ゾーン: 山林地区</p> <p>・現在の小学校区を基本にコミュニティの核となる拠点エリアを維持しつつ、都市機能の適切な集約化を目指したまちづくりを進めます。</p> <p>・現在の市街地の維持・充実を図り、公共施設・商業施設などを適切に配置・誘導することで、良好な市街地形成の実現を目指します。</p> <p>・市街化区域においては、用途地域をはじめとする土地利用の規制・誘導の制度により、適切な土地利用を図っていきます。</p> <p>・近年の土地利用の動向と地域ごとの将来像を踏まえ、市街化区域への編入、用途地域の変更、地区計画の策定などを進めます。</p> <p>・様々な制度や手法を活用し、市街化区域内の低未利用地の解消や地域特性に応じた生活環境の向上に努めます。</p> <p>・市街化調整区域では、地区計画・特別指定区域制度などの活用により集落環境の維持・形成、地域住民の雇用につながる市内企業拡張、地域住民が主体となった地域の課題解決・目標実現に向けたまちづくりなどにより地域の活性化を促進します。</p>		

3. 第2期加西市地域創生戦略

策定年月	令和2年3月	策定機関	加西市
基本的な考え方	<p>・古くから東西南北の交通の要衝の地として栄え、多くの人たちとつながってきた歴史文化への誇りや愛着を育むとともに、多様な人材の活用による協創のまちづくりを進め、地域に潜在する資源を磨き魅力として引き出す。</p> <p>・子育て世代の人口流入を図ることを基本において、将来にわたって市民が希望を持って心豊かに暮らすことができる持続可能な都市(サステイナブル・シティ)を国連が進めるSDGs(持続可能な開発目標)に呼応して実現していく。</p>		
位置づけ	市の最上位計画である総合計画との整合を図りつつ、長期的な視点に立って、人口減少克服・地域創生の目的を達成するための具体的な目標、施策を定める。		
推進期間	令和2年度～令和7年度の6か年		
2060年における目標人口	高齢者1人を現役世代2人で支える水準確保を基本に、現在の人口規模より2割程度の減少を想定した、3万6千人。		
基本戦略	<p>(1)戦略の基本方針 地域資源の活用、生活の魅力アップ、交流人口・関係人口の拡大、ブランドイメージの向上</p> <p>(2)推進ポイント 協創のまちづくり、最新技術の活用、SDGsのまちづくり展開</p> <p>(3)戦略における基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会増を目指す対策 <ul style="list-style-type: none"> 基本目標1 若者・女性の仕事を生み出し、活力ある社会をつくる（生産性向上） 関連する施策：雇用・就労、ワーク・ライフ・バランス、産業振興 基本目標2 新しいひとの動きを生み出し、つながり交流するまちをつくる(住みよさ創出) 関連する施策：関係人口創出、シティプロモーション、観光、空き家活用 ・自然増を目指す対策 <ul style="list-style-type: none"> 基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる(少子化の歯止め) 関連する施策：結婚、出産、子育て、子育てと就労の両立 基本目標4 誰もが安心して暮らせる、共生する地域をつくる(暮らしの充実) 関連する施策：健康・福祉、防災・防犯、公共交通、教育、コミュニティ・広域連携 		

4. 加西市地域公共交通網形成計画

策定年月	平成 30 年 3 月	策定機関	加西市
計画策定の目的	自動車運転免許証を持っていない人や運転することに不安があるものやむを得ずクルマを利用されている人にとって使いやすい公共交通を整備し、その公共交通を維持し続けていくことで、市民の皆様が住みやすく外出しやすいまちをめざす。		
計画の位置付け	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に基づいて策定するものであり、本市において地域公共交通政策を推進する際のマスタープラン。		
計画期間	2018(H30)年度から 2022 年度までの 5 年間		
基本理念	みんなでつくる 地域に根付いた 人と人をつなぐ公共交通 ～ 誰もが外出しやすいまちをめざして ～		
基本方針と施策体系	<u>基本方針1:みんなが利用しやすい公共交通網の構築</u> 1 各地区最寄りの生活必須施設まで行きやすくする公共交通の整備 2 中心拠点へ行きやすくする公共交通の整備 3 中心拠点内を周遊しやすくする公共交通の整備 4 市外との連携を強化する公共交通の整備 <u>基本方針2:利便性の高い公共交通結節点の整備</u> 5 待ち合い環境を改善する公共交通結節点の整備 6 鉄道・バスと自転車・自動車の連携強化 7 分かりやすい運行情報の提供 <u>基本方針3:地域のさらなる結びつき強化を図る公共交通の利用促進</u> 8 利用しやすい料金体系の構築 9 積極的な公共交通情報の発信 10 新たな利用開拓に向けた取り組みの実施 11 公共交通に関心を抱いてもらう取り組みの推進		
公共交通を支える三者の連携	<u>市民</u> ・公共交通に関心を持って積極的に利用する。 ・住民目線からの地域にあった交通政策を自主的に考えて提案し、必要に応じて主体的に実施する。 <u>交通事業者</u> ・安全運行は当然として、採算性と公共性のバランスを取りながら、利用促進を推進する充実した交通サービスを提供する。 ・公共交通事業を適切に評価・検証するため、利用状況等の情報を提供する。 <u>行政</u> ・三者が意見交換する場や機会を提供するとともに、施策・事業の進捗状況や公共交通をとりまく状況の変化を常時把握し、市域全体の視点から、めざすべき公共交通サービスに向けた改善点等を提示する。また必要に応じて、日常交通圏となる周辺市町とも連携を図る。 ・公共交通の維持・活性化に向けて、公共交通に対する補助・助成等の支援を行う。また、地域主体型交通等の地域の自主的な取り組みに対する支援を行う。		

5. 加西市空家等対策計画

策定年月	令和2年3月	策定機関	加西市
計画の趣旨 位置づけ	<p>空家法第6条の規定に基づき、国が定めた基本指針に即して定めたもので、空家等対策を効果的かつ効率的に推進するために、本市の地域の実情に合わせ、総合的かつ計画的に実施するために策定するものである。</p> <p>したがって、本市の空家等対策の基礎となるものである。</p>		
基本的な方針	<p>(1)所有者等の意識の涵養</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広く所有者等に対し啓発を行い、空家等問題に関する意識の涵養を行う。 <p>(2)地域住民・民間事業者と連携した対策の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の問題としてとらえ、地域住民の参加のもと民間事業者と連携を図る。 ・空家等の適切な管理や利活用を推進し、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指す。 <p>(3)特定空家等の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の生活環境に悪影響を与えることもあることから、優先的に取り組む。 <p>(4)住民からの相談に対する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策の情報提供を行う。 ・所有者等からの空家等の利活用や維持管理、除却等の相談に迅速かつ的確に対応するために地域の専門家と連携した相談体制を構築する。 		
計画期間	令和2年4月から令和7年3月までの5年間		
対象地区	本市全域、重点的に対策を行う地区は必要が生じた場合に定める		
対象とする空 き家等の種 類	<ul style="list-style-type: none"> ・空家法第2条第1項に規定された「空家等」のうち、一戸建ての住宅、併用住宅及び空家法第2条第2項に規定された「特定空家等」。 ・活用促進の観点からその跡地(除却後の空地)についても対象とする。 		
空き家等対策を進めるための施策	<p>1. 空家等化の予防・発生抑制</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)情報提供・啓発による予防・発生抑制 (2)良質で安全な住まいづくりによる予防・発生抑制 (3)地域特性を活かした魅力あるまちづくりによる予防・発生抑制 <p>2. 空家等の適切な管理の促進</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)所有者等の意識の涵養 (2)相談体制の整備等 <p>3. 空家等及び跡地の活用の促進</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)地域住民からの要望による活用 (2)利活用可能な空家等及び跡地の情報提供 (3)補助金の活用促進 (4)地域に応じた柔軟な対策の検討 (5)関係法令等の遵守 <p>4. 特定空家等に対する措置等及びその他の対処</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)措置の方針 (2)措置の実施 (3)税制上の措置 (4)その他の対処 <p>5. その他空家等の対策の実施に関し必要な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)計画における目標値及び達成状況の評価 (2)空家等対策協議会 (3)地域での空家等対策の検討と情報の共有 (4)他法令との連携 (5)計画の変更 		

6. 加西市公共施設等総合管理計画

策定年月	平成 29 年 3 月	策定機関	加西市
計画の背景と目的	<ul style="list-style-type: none"> ・今後一斉に大規模改修や建替えなど、施設の更新が必要な時期を迎えるが、厳しい財政状況にあるなど、全ての施設を更新していくことは困難な状況となっている。 ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、次世代に向けてより良い財産の継承を念頭に置いた、持続可能な行政運営の実現を図る。 		
計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度(2017)から平成 58 年度(令和 28 年度・2046)までの 30 年間。 ・計画は 10 年単位で3期に区分するとともに、取り組み方針等について、上位・関連計画との整合等を踏まえた見直しを行う。 		
基本姿勢	現在の暮らしを守り、次世代に安全・安心な施設を引き継ぐ、持続可能なまちづくり		
基本的な考え方	<ol style="list-style-type: none"> 1)ライフサイクルを通じたコスト縮減 2)1 施設多機能化 3)市民と行政の協働 4)PPP(公民連携)による再配置 		
公共施設等の削減目標量	<ol style="list-style-type: none"> 1)公共施設 <ul style="list-style-type: none"> ・今後 30 年間で更新を行う公共施設の総量(延床面積)を 30%削減 2)インフラ資産 <ul style="list-style-type: none"> ・各施設の長寿命化計画並びに公営企業の経営戦略に基づき、計画的な点検・修繕・更新を進める 		
公共施設等マネジメントに関する実施方針	<p><u>点検・診断等の実施方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な点検及び定期的な診断の実施 ・点検・診断結果情報のデータベース化及び共有化 <p><u>維持管理・修繕・更新等の実施方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後保全型から予防保全型マネジメントへの転換 ・PPPによる効率的なマネジメントの導入検討 ・広域連携・民間施設利用・地域コミュニティへの施設移譲等の総合的なマネジメントの検討 <p><u>安全確保の実施方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険性が認められる公共施設等の速やかな安全確保 ・危険性が著しく高い公共施設等の用途廃止並びに除却・売却 <p><u>耐震化の実施方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民利用が多い公共施設並びに、災害対策活動の拠点・避難所となる公共施設の優先的な耐震化 ・ライフラインに直結するインフラ資産の優先的な耐震化 <p><u>長寿命化の実施方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防保全型マネジメント並びに機能的改善による長寿命化の推進 ・長寿命化型改善による公共施設等の長期使用 ・関連個別計画に定める保全の適切な実施による長寿命化の推進 		
公共施設等の再編に関する推進方針	<ol style="list-style-type: none"> 1)公共施設における再編の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・廃止、常渡、見直し(転用・統合)、更新(建て替え・大規模修繕)、存族 2)インフラ資産における再編の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・財政状況を踏まえ、費用対効果を十分に考慮して、新設と更新の計画的な実施 		

7. 加西市国土強靱化計画

策定年月	令和2年7月	策定機関	加西市
策定の趣旨 計画の位置づけ	<p>・国の「国土強靱化基本計画」(平成26年6月策定)、県の「兵庫県強靱化計画」(平成28年1月策定、令和元年度改定)に合わせて、より強くしてしなやかな災害に強い地域の実現を目指し、事前防災・減災の取り組みを推進するために策定。</p> <p>・基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するもので、大規模自然災害等に備え、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的、計画的に実施するための指針として位置づける。</p>		
計画期間	令和2年(2020年)度から令和7年(2025年)度までの6年間		
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 人命の保護が最大限図られること ● 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ● 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること ● 迅速に復旧復興すること 		
強靱化を推進する上での基本的な方針	<p>(1)市民等各主体の参画と関係主体間の連携の促進</p> <p>(2)効果的・効率的な施策推進</p> <p>(3)地域の特性に応じて推進</p>		
事前に備えるべき目標ごとの想定リスクシナリオ	<p><u>1 直接死を最大限防ぐ</u></p> <p>1-1 倒壊による多数の死傷者の発生</p> <p>1-2 大規模火災による多数の死傷者の発生</p> <p>1-3 広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</p> <p>1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生</p> <p><u>2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</u></p> <p>2-1 食料・飲料水・電力等生命に関わる物資等の供給の停止</p> <p>2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p> <p>2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</p> <p>2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p> <p>2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化</p> <p>2-7 多数の帰宅困難者の発生</p> <p><u>3 必要不可欠な行政機能を確保する</u></p> <p>3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p> <p><u>4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する</u></p> <p>4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止</p> <p>4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <p>4-3 情報サービスの機能停止による避難行動・救助・支援が遅れる事態</p> <p><u>5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</u></p> <p>5-1 電力・ガスの供給ネットワーク等の長期間にわたる機能停止</p> <p>5-2 上水道等の長期間にわたる供給停止</p> <p>5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p> <p>5-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止</p> <p>5-5 インフラの長期間にわたる機能不全</p> <p><u>6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</u></p> <p>6-1 地震に伴う市街地の火災発生による多数の死傷者の発生</p> <p>6-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の陥没による交通麻痺</p> <p>6-3 ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生</p> <p>6-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大</p> <p>6-5 農地・森林等の被害による市土の荒廃</p> <p><u>7 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</u></p> <p>7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</p> <p>7-2 復興を支える人材の不足、ビジョンの欠如により復興できなくなる事態</p> <p>7-3 貴重な文化財や地域コミュニティの崩壊による文化の衰退・損失</p> <p>7-4 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が大幅に遅れる事態</p> <p>7-5 生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産による市内経済等の甚大な影響</p>		

8. 加西市気候エネルギー行動(第2次加西市地球温暖化対策地域推進)計画

策定年月	令和3年3月	策定機関	加西市										
計画の位置づけ	<p>・「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」及び「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」に相当する計画として、国や県が進める地球温暖化対策、気候変動適応策と整合を図りながら策定する。</p> <p>・本市は、2018(平成30)年12月20日に「世界首長誓約/日本」に署名したことから、その誓約事項の具体的達成方策などに関する「気候エネルギー行動計画」として本計画を位置づける。</p>												
計画の期間と目標年度	<p>計画期間:2021(令和3)年度から2030(令和12)年度まで。</p> <p>目標年度:国の目標を踏まえ、2013(平成25)年度を基準年度とし、中期目標を2030(令和12)年度、長期目標を2050(令和32)年度に設定。</p>												
対象範囲	対象範囲:加西市全域、対象者:市民・事業者・行政の全ての人												
対象とする温室効果ガス	<p>・日本の温室効果ガスの92%を占める二酸化炭素(CO2)</p> <p>・対象部門:産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門</p>												
目指すべき将来像	<p style="text-align: center;">～ エネルギーの地産地消が実現された脱炭素のまち 加西 ～</p> <p>1) 目指すべき将来像の実現に向けた考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能なエネルギー利用の推進(創エネ・蓄エネ) ・省エネルギー活動の推進(省エネ) ・気候変動による被害の軽減 ・脱炭素型まちづくりの推進(省エネ) <p>2) 目指すべき将来像に関連するSDGs</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">3 すべての人に健康と福祉を</td> <td style="width: 50%;">12 つくる責任、つかう責任</td> </tr> <tr> <td>4 質の高い教育をみんなに</td> <td>13 気候変動に具体的な対策を</td> </tr> <tr> <td>7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに</td> <td>14 海の豊かさを守ろう</td> </tr> <tr> <td>9 産業と技術革新の基盤を作ろう</td> <td>15 陸の豊かさを守ろう</td> </tr> <tr> <td>11 住み続けられるまちづくりを</td> <td>17 パートナーシップで目標を達成しよう</td> </tr> </table> <p>本計画が目指す2030(令和12)年度のまちの将来像</p> <p>公共施設を核とした加西市スマートグリッドの拠点(コアセンター)の構築、「創エネ」「省エネ」「蓄エネ」の3つの取り組みを組み合わせ「創省蓄エネ」の活用によるエネルギー自給力の向上、市民・事業者の省エネ行動の拡大などの緩和策、自然災害や健康被害への対処といった適応策について重点的に取り組む。</p> <p>目指すべき2050(令和32)年度のまちの将来像</p> <p>加西市スマートグリッドの拠点(コアセンター)の取り組みノウハウを活用した市内産業団地や商業地への水平展開、ZEH や ZEB の普及、エネルギービジネスの定着などを図り、「創省蓄エネ」が組み合わせられた「エネルギーの地産地消が実現された脱炭素のまち」の実現を目指す。</p>			3 すべての人に健康と福祉を	12 つくる責任、つかう責任	4 質の高い教育をみんなに	13 気候変動に具体的な対策を	7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに	14 海の豊かさを守ろう	9 産業と技術革新の基盤を作ろう	15 陸の豊かさを守ろう	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナーシップで目標を達成しよう
3 すべての人に健康と福祉を	12 つくる責任、つかう責任												
4 質の高い教育をみんなに	13 気候変動に具体的な対策を												
7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに	14 海の豊かさを守ろう												
9 産業と技術革新の基盤を作ろう	15 陸の豊かさを守ろう												
11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナーシップで目標を達成しよう												
温室効果ガスの削減目標	<p>・2030(令和12)年度までに、2013(平成25)年度比で市内の温室効果ガス排出量を40%削減する</p> <p>・長期目標(本計画期間外)として、2050(令和32)年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す。</p>												
施策体系	<p>市民が実施する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 取り組み方針 I-1 環境に配慮したライフスタイルの実践 取り組み方針 I-1 環境に配慮したライフスタイルの実践 <p>事業者が実施する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 取り組み方針 II-1 環境に配慮した事業活動の実践 取り組み方針 II-2 事業所における省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入等 <p>市が実施する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> I 市民の取り組み支援 <ul style="list-style-type: none"> 施策 I-1 環境に配慮したライフスタイルの普及促進 施策 I-2 環境に配慮した住まいづくりの促進 II 事業者の取り組み支援 <ul style="list-style-type: none"> 施策 II-1 環境に配慮した事業活動の普及促進 施策 II-2 省エネルギー化、再生可能エネルギー導入等の支援 III 緩和策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 施策 III-1 再生可能エネルギーの利用促進 施策 III-2 脱炭素に向けた地域づくりの促進 IV 適応策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 施策 IV-1 自然災害対策・熱中症対策等の促進 												
重点プロジェクト	<p>プロジェクト1:市民、事業者の地球温暖化対策の拡大</p> <p>プロジェクト2:省エネ・再エネ設備の導入拡大</p> <p>プロジェクト3:自立・分散型エネルギーシステムの構築</p>												

7 策定のスケジュール

都市計画マスタープランは、令和5年に公表することを目指します。各年度の到達目標及び策定協議会のスケジュールは以下のとおりです。

【策定スケジュール（案）】

